

高槻市公告第95号

下記のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年4月26日

高槻市長 濱田 剛史

史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務委託契約に係る制限付一般競争入札について

高槻市では、史跡芥川城跡の保存活用計画を策定するにあたり、史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務を委託して実施するものです。つきましては同業務を受注する事業者を募集し、制限付一般競争入札によって選定します。入札への参加を希望される方は、下記の募集要項を熟読の上、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないよう十分検討し、入札に参加してください。

募集要項

1 入札参加の資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り入札に応募・参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 高槻市財務規則第95条第1項の規定により行った高槻市の令和6年度の入札参加資格者名簿に登録があること。また募集期間中及び契約開始時において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 高槻市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しない者であること及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置の期間中でない者であること。
- (4) 令和元年度以降において、官公庁が発注する、山城を含む国史跡の保存活用計画策定支援等の業務で、元請けとしての実績を有すること（本業務の募集開始までに完了した業務に限る）。
- (5) 本業務を実施するため、主任技術者及び1名以上の担当技術者を配置し、十分な遂行体制がとれること。
- (6) 主任技術者は、令和元年度以降に、史跡保存活用計画策定の実務経験を有すること。
- (7) 担当技術者は、令和元年度以降に、山城の史跡保存活用計画策定の実務経験を有すること。
- (8) 令和5年度以降を対象に、次のいずれかに該当しない者であること
 - ア 経営状況が著しく不健全である者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため違法な行為をした者
 - エ 落札者が契約を締結すること又は契約者がその内容を履行することを妨げた者
 - オ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - カ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - キ 市に提出した書類に虚偽の記載をし、又は市に著しい損害を与えた者

2 制限付一般競争入札に付する事項等

- (1) 業務名称 史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務
- (2) 仕様 別紙「史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務仕様書」に記載のとおり
- (3) 史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務の主な条件
 - ア 業務開始日にかかわらず、契約締結日は入札実施日から起算して5日以内とする。
 - イ 本募集要項・別紙仕様書に定める仕様に基づき業務を実施し、契約外の事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めること。
 - ウ 事業者の都合による、契約期間の延長はできない。
 - エ 破産手続開始の決定を受けるなど、やむを得ない事情による場合を除き、事業者の都合による契約の解約はできない。
 - オ 落札者が正当な理由がなく、期限までに契約を締結しないときは、契約金額の総額の3/100に相当する額以上の違約金を、高槻市に支払わなければならない。
 - カ 契約事項の不履行など契約を継続しがたいと高槻市が認めた場合、契約を解除することがある。

3 応募(入札参加申請)

入札参加を希望する者は、応募要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類を次に掲げる方法により提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年5月1日(水)から令和6年5月16日(木)まで(必着)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- (2) 提出方法 提出書類を直接持参または簡易書留・書留による郵送
※提出する際は、上記期限に遅れないように、配送に要する期間を考慮のうえ
で差し出すこと。事故等により書類が届かなかった場合でも、異議申立ては受
付しないので、注意すること。
(受付時間帯：午前9時から午後5時まで)
※提出書類の修正は、令和6年5月20日(月)午後5時まで
- (3) 提出場所 高槻市立埋蔵文化財調査センター
〒569-1042 高槻市南平台五丁目21番1号
電話：072-694-7562
- (4) 提出が必要な書類(各1部提出)
 - ア 制限付一般競争入札参加申請書
 - イ 国史跡保存活用計画策定支援業務実績報告書※提出書類の様式は高槻市立埋蔵文化財調査センター窓口、または高槻市ホームページ
(ページID:124534)でダウンロードして入手すること。
- (5) その他
 - ① 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ② 応募に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

4 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月1日(水)から令和6年5月9日(木)午後5時まで
- (2) 問合せ方法 末尾記載のFAX又は高槻市ホームページ内の問い合わせフォームにて問い
合わせること。
- (3) 回答の方法 令和6年5月13日(月)までに、高槻市ホームページにて質問及び回答を公
開する。

5 入札参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査し、令和6年5月22日（水）頃に申請者宛に結果を電子メール又はFAXで通知する。（入札に必要な書式等は当該通知と合わせて送付する。）

なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

6 入札

入札に参加する者は、本要項のほか、高槻市から示された本入札に関する一切の資料を熟読のうえ、入札に参加すること。

(1) 場所 高槻市役所 総合センター 13階 C1303

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

(2) 日時 令和6年5月29日(水) 午前11時から

(3) 成立要件 応募書類の提出期間終了時点で、応募者がいない場合は不成立とする。また、入札参加者が1者の場合も不成立とする。

(4) 予定価格 有（非公開）

(5) 入札金額 消費税額を含まない本体価格の総額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金 免除（高槻市財務規則第99条第3項による）

(7) 落札者 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、くじを引いて落札者を決定する。

(8) 無効の入札

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人の入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札、又は金額の不鮮明な入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

カ その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

7 契約

(1) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 契約書の提出 落札者は、令和6年6月4日(火)までに高槻市から提示された契約書に押印のうえ、必要書類を添えて提出すること。

(3) 契約保証金 契約締結日までに契約額の5/100に相当する額以上の金額を納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は免除。

8 問い合わせ先

高槻市 街にぎわい部 文化財課 埋蔵文化財調査センター（担当 今西、小平）

〒569-1042 高槻市南平台五丁目21番1号

TEL：072-694-7562 FAX：072-692-4313

メール：高槻市ホームページ内の上記該当ページ内問い合わせフォーム